

1. 高齢世代の格差と税制

中村良広

はじめに

総務省が2016年6月29日に公表した2015年国勢調査（1%抽出速報）によれば、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は前回調査時の23.9%から26.7%に高まった。一方、高齢化の進行に伴い高齢世代の貧困問題が深刻化している。生活保護を受給する高齢者世帯数は2015年8月にはついに80万の大台を超え、その後も一貫して増加を続けている。引退後の「ゆとりある年金生活」への期待との落差は大きい。

勤労所得、財産所得に加えて年金等による所得再分配によって多くの高齢者が自活している半面、最後のセーフティ・ネットとしての生活保護に依存せざるを得ない高齢者が増え続けている。

「格差社会」の問題が提起されて久しい。小泉改革以降、現役世代における格差拡大（当初所得）が

続いている。2015年には非正規雇用の比率が4割に迫るなど、事態はさらに進んでいる。しかし、高齢世代における所得格差は現役世代のそれをさらに上回っている。それだけに年金をはじめとする再分配への期待が高まらざるを得ない。

このような中、世界に冠たる超高齢社会を今後持続的に維持していけるのか。先の見えない財政事情の悪化をもたらす社会保障基盤の脆弱化を背景に、高齢世代だけでなく現役世代においても「将来への不安」が高まっている。長期にわたる消費の低迷もここにその一因がある。

本稿の課題は、社会保障のゆらぎに直撃されることになる高齢世代の格差の実態とそれへの税制上の対策について考察することである。

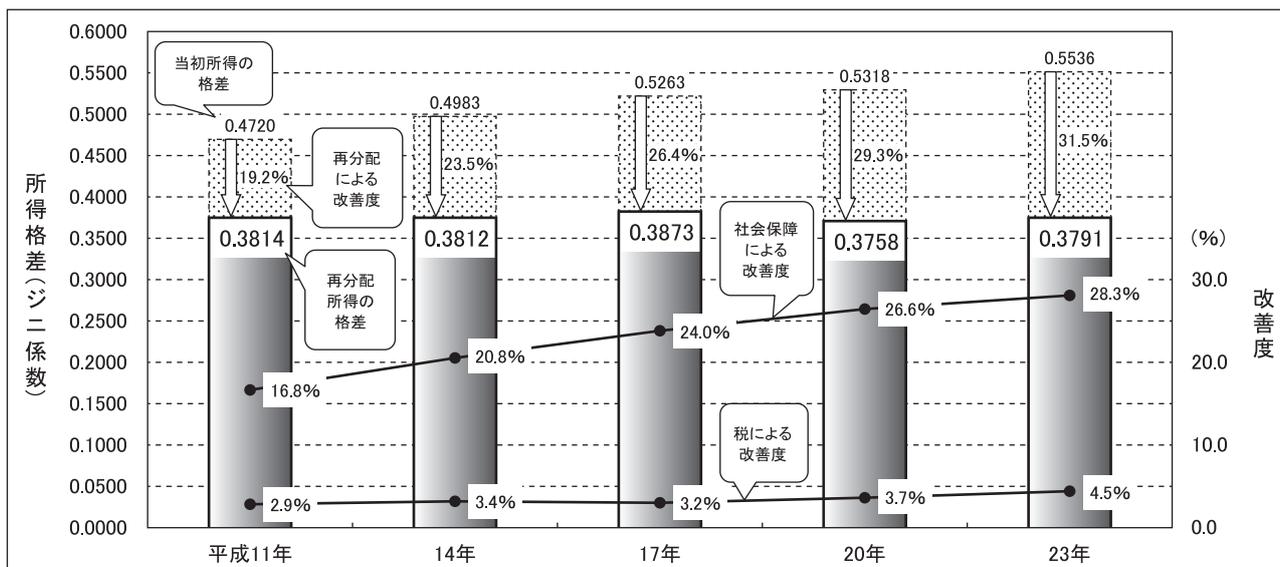
(1) 高齢者世帯における格差是正と社会保障

はじめに世帯を単位とした所得格差と再分配の一般的な状況を時系列的に概観しておこう。当初所得とは再分配前の所得である。再分配は税と社会保障によって行われる。再分配の手段としての税とは所得税、住民税、固定資産税（事業上のものを除く）および自動車税・軽自動車税（事業上のものを除く）である。社会保障とは負担面では医療保険、年金保険、介護保険および雇用保険制度による保険料（事業主負担を除く）、給付面で年金その他の各種社会保障制度（厚生年金保険、船員保険、国民年金・福祉年金、恩給、各種共済組合、児童手当・子ども手当等、雇用保険、生活保護その他法令に基づくものなど）による給付金品および医療、介護、保育などによる現物給付を指している。

まず、当初所得については長期的に格差の拡大が続いている（図表1）。この主たる原因は元来格差

が大きい高齢世代の人口における比重が高まっていることにあるが、他に世帯規模の縮小やこれに加えて近年では特に現役世代の稼働所得の格差拡大もこれに寄与している⁽¹⁾。しかし、再分配によってこの格差は大幅に是正され、格差はほぼ横ばいに推移している。したがって、当初所得の格差拡大に対応して再分配の強度は上がっていることになる。再分配の要因として税の役割は相対的に小さいが、近年、その役割がわずかに高まっている。それに対して社会保障の役割は大きく、しかもその程度は一貫して高まっている。ここから推測されるのは、高齢化に伴う当初所得における格差拡大に対して、年金等による再分配がその大部分を相殺しているという構図である⁽²⁾。無論、現役世代においても再分配による格差縮小は認められるが、後述の通りその程度は小さく、高齢世代における再分配の影響の大きさとは

図表 1 所得再分配によるジニ係数の変化



(注) 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書(平成23年)」

比肩すべくもない。

実際、図表2が示すように世帯類型別では高齢者世帯の当初所得のジニ係数が極端に高いが、年金(ついで医療)を中心にした社会保障における多額の受給超過によって再分配所得の格差は大幅に是正されている。それに対して高齢者世帯の租税負担は母子世帯より大きいものの、その他の世帯(一般世帯)に比べれば半額以下の水準にとどまり、高齢者

世帯における税による再分配への寄与度は全体(「総数」)を大きく下回る。

要するに、一般的に再分配への寄与度は税に比べて社会保障の方がはるかに大きく、高齢者世帯においてこの傾向が特に顕著である。再分配の内訳としては現金給付としての年金が7割を占め、医療、介護の現物給付がこれに続いている。

図表 2 世帯類型別所得再分配状況

		総数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯※
世帯数		5,021	1,355	97	3,555
世帯人員数	(人)	2.47	1.54	2.70	2.82
当初所得	(A) (万円)	404.7	92.7	195.7	528.9
可処分所得	(万円)	424.5	263.0	229.9	491.4
再分配所得	(B) (万円)	486.0	348.0	258.2	545.0
再分配係数 (B-A)/A (%)		20.1	275.4	31.9	3.0
拠出	拠出合計額	94.8	41.6	27.1	116.8
	税金	47.1	25.0	7.6	56.6
	社会保険料	47.7	16.7	19.5	60.3
受給	受給合計額	176.1(100.0)	296.9(100.0)	89.6(100.0)	132.9(100.0)
	年金・恩給	106.9(60.7)	209.4(70.5)	10.5(11.7)	70.8(53.3)
	医療	48.8(27.7)	70.0(23.6)	24.5(27.4)	41.4(31.2)
	介護	11.0(6.2)	15.0(5.1)	0.0(0.0)	9.8(7.4)
	その他	9.4(5.4)	2.4(0.8)	54.6(61.0)	10.8(8.1)
ジニ係数	当初所得	0.5536	0.8091	0.4070	0.4369
	再分配所得	0.3791	0.3728	0.2754	0.3590
	改善度(%)	31.5	53.9	32.3	17.8

※ 平成20年以前においては、「一般世帯」と表記。

(注) ()内の数値は、構成割合を示す。

(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書(平成23年)」

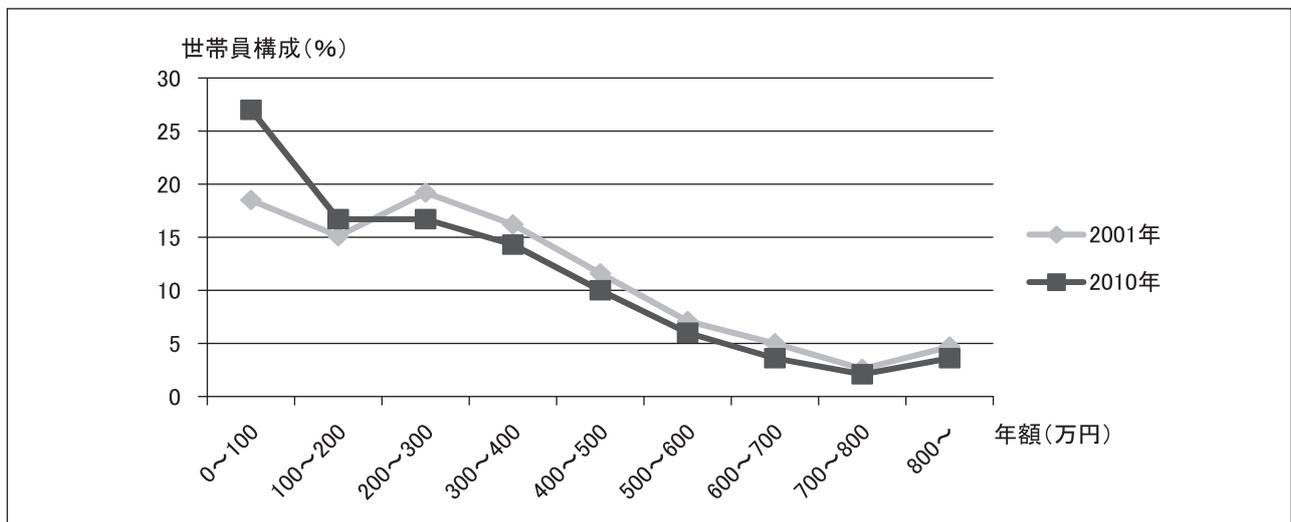
(2) 所得水準の低下と高齢世代の格差

図表3によって等価⁽³⁾当初所得階級ごとの世帯員の分布を見ると、200万円以下の低所得階級に属する世帯員の比率がかなり高いことが窺われる。その比率は2001年に約33%、2010年に約44%と10年間に実に10%以上も高まっている⁽⁴⁾。

これを図表4の再分配後で見るとさすがに年間100万円以下の階級は5%程度にまで大幅にその比率が低下しているが、100～200万円の階級が大幅に増加している。また、分布のピークが当初所得では

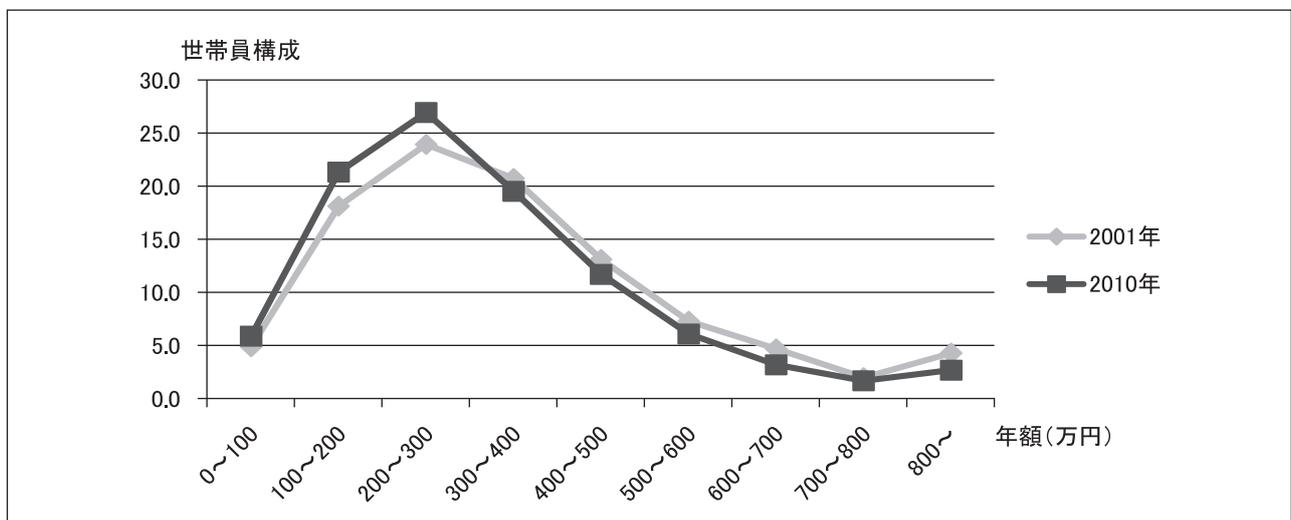
2001年、2010年ともに100万円以下の階級であったものが、再分配後には200～300万円の階級がピークになっているが、2010年にはその山が10年前より高くなっている。そしてそれとは対照的に300万円以上の層ではいずれも2010年の山は低くなっている。すなわち、2001年から2010年の間に全般的に当初所得の水準が低下し、かつ、再分配後にもその傾向が残っている。この10年間に所得水準の低下が進んだのである。

図表3 所得分布の比較（等価当初所得）



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」（2002年、2011年）

図表4 所得分布の比較（等価再分配所得）



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」（2002年、2011年）

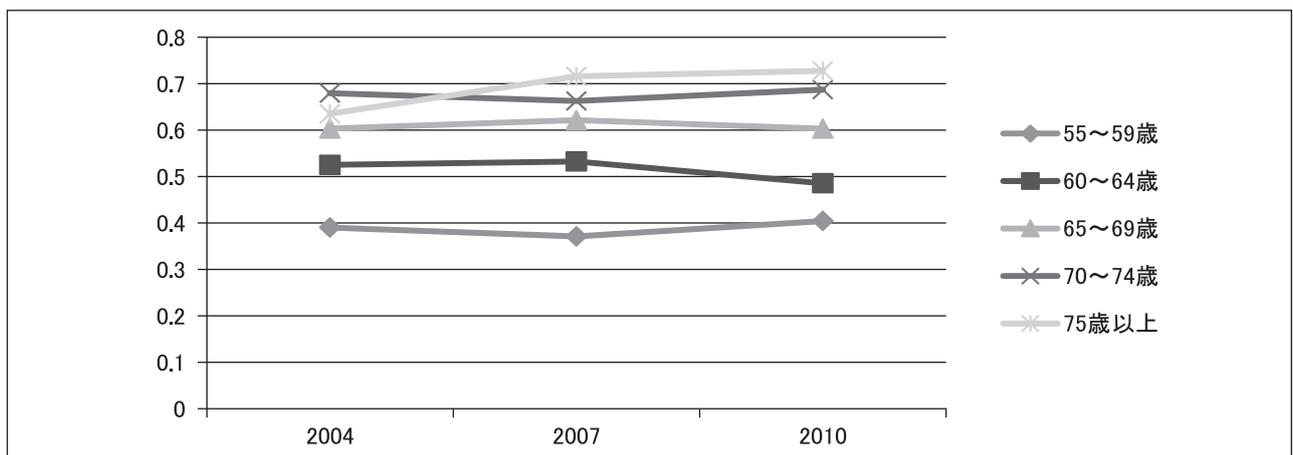
それでは、2000年代半ば以降高齢世代における格差はどのように展開したのか⁽⁵⁾。図表5によれば、65歳以上の高齢者の等価当初所得における格差はそれ以下の年齢階層に比べて相対的に大きく、しかも年齢が上がるにしたがって格差が大きくなっている。ただし、高齢世代内部では70～74歳層と75歳以上層との間で近年逆転現象が見られる。また、60～64歳層および65～69歳層においては近年格差の縮小傾向が表れている。

高齢世代における当初所得格差の大きな原因はその就業状況の如何にある。図表6は、高齢者を中心とする年齢階級別の就業状況の推移を示している。通常、給与所得者の定年は60歳であり、そこで職業人生を終えるものと、継続雇用や再雇用により就業

を継続するものとに分かれる。55～59歳層に比べて60～64歳層の就業率は20%程度低下するため、就業を継続する者と引退する者との所得格差によって、この世代全体の所得格差が拡大する。もっとも近年この層の就業率は上昇傾向にあり、この10年間にほぼ10%の上昇を見た。

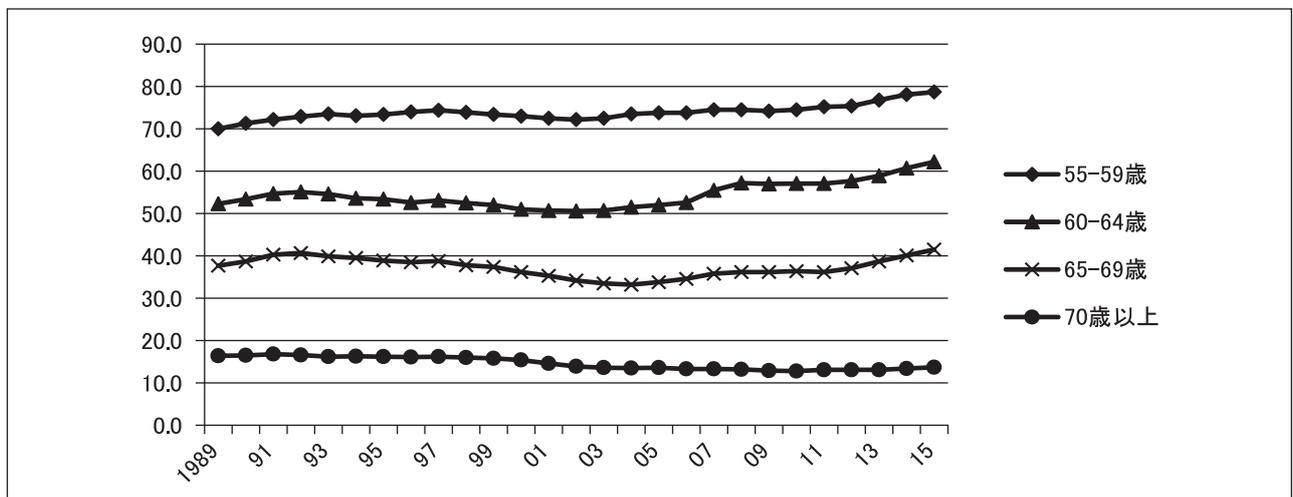
しかし、この就業継続グループも65歳を節目にほぼ大部分が職業人生を終え、年金生活に入るため、その就業率は60～64歳層に比べてさらに20%低下する。それでも、65～69歳層の就業率も40%に近く、しかも近年この比率が上昇している。高齢世代におけるこうした就業率の上昇は、概してこの世代における当初所得格差の縮小をもたらすと推測される。

図表5 高齢者の等価当初所得のジニ係数の推移



(出所) 厚生労働省「所得再分配報告書」各年版

図表6 高齢者等就業率の推移



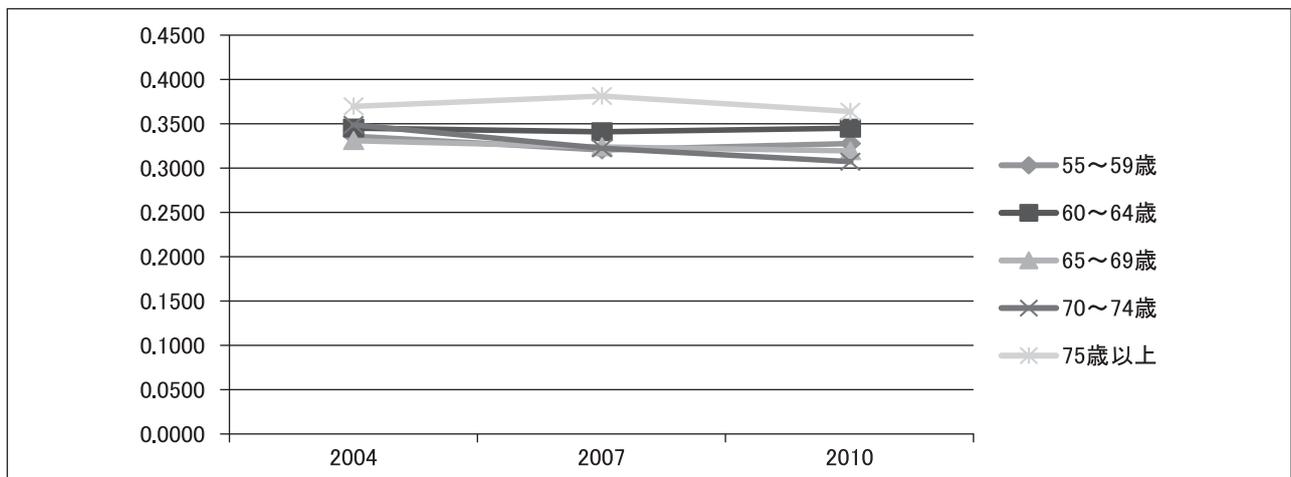
(出所) 労働力調査 (2016年4月、長期時系列データ)

しかし、70歳以上になるとさすがに就業率は10%台であり、近年上昇の気配はあるものの、その程度はごく僅かである⁽⁶⁾。

一方、**図表7**によって等価再分配所得における格差を観察してみると高齢世代の格差は大幅に是正され、現役世代とほとんど違いがなくなっている。もっとも、高齢世代の中で75歳以上の世代における格差がやや大きいことが注目される。当初所得の格

差の大きさもあるが、75歳以上の世代において所得再分配が十分に機能していない可能性がある。その原因と考えられるのは、75歳以上の世代になると女性の単身世帯の比率が高まることである。女性の年金は遺族年金にしろ、自身の厚生年金にしろ、男性の年金より低水準にあるため、社会保障による再分配が弱まるからである。

図表7 高齢者の等価再分配所得ジニ係数の推移



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」各年版

(3) 高齢者における再分配の要因別分析

当初所得の格差は概して高齢世代ほど大きく、それを是正する再分配の改善度も高齢世代ほど大きくなる。しかし、やや詳細に見れば当初所得の格差が最大の75歳以上層の改善度のランクは2～3位にとどまっている。この理由は上述の通りである。また、かつて上がり続けていた60～64歳層の改善度は近年低下の兆しを見せている(**図表8**)。これはこの世代における比較的明瞭な就業率の上昇に裏付けられた当初所得格差の縮小に対応するものである。

ところで、こうした高齢者間の再分配において税および社会保障はどのように働いているのか。以下要因ごとにその実情を確かめたい。

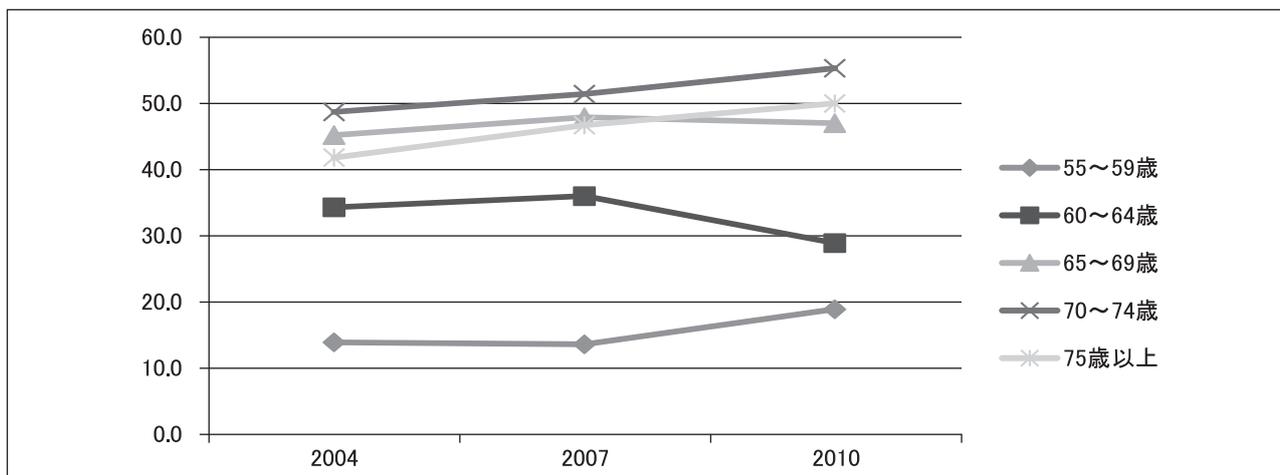
まず税による改善度を見るとほぼ一貫して上昇している(**図表9**)。低年金のゆえに格差是正が不十分と見られる75歳以上層においても、税による再分配は他の年齢階層並みに効いている。

税によるジニ係数の改善度の上昇は、高齢世代における税負担の増大を窺わせる。この背景にあるのは高齢世代における稼得所得の増加と後述の年金税制の改正である。なお、70～74歳層の2007年における改善度の低下は原因不明であるが、全世代の中でも突出して低い改善度となっていて、例外的な異常値と思われる。

定年前世代である55～59歳層における税による改善度が全体の平均に比べて相対的に大きくなっているのは、定年前のこの世代においては稼得所得の格差が大きく、それが所得課税によって強く是正されているからである。

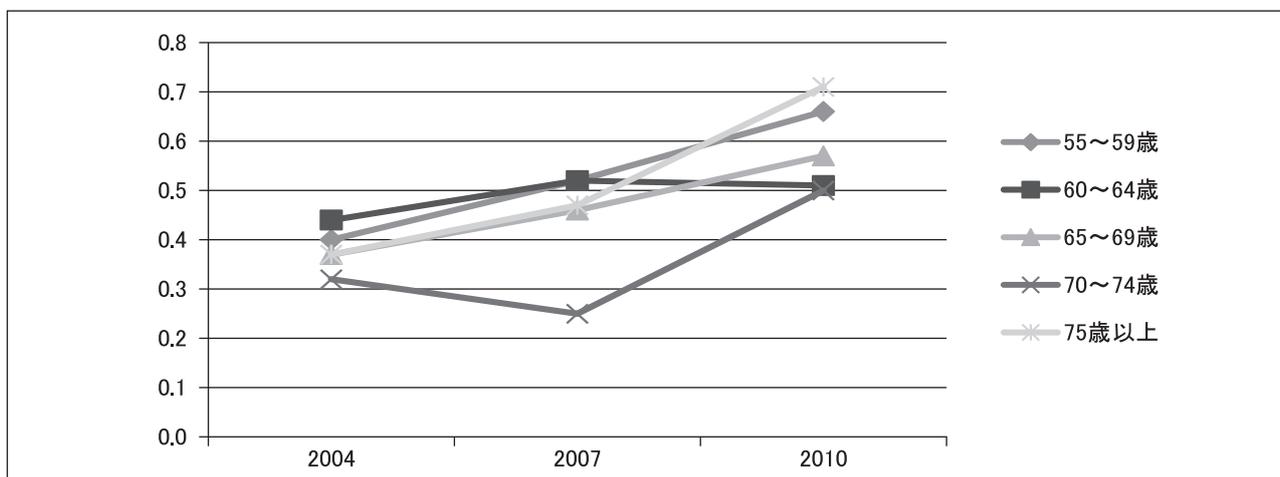
社会保障(給付)による改善度では、最高齢世代(75歳以上)ではなく、70～74歳層の改善度が最大である(**図表10**)。これについては上述したように、高齢の女性の比率が高まるにつれて年金水準が低下

図表8 高齢者の等価所得の再分配による改善度の推移



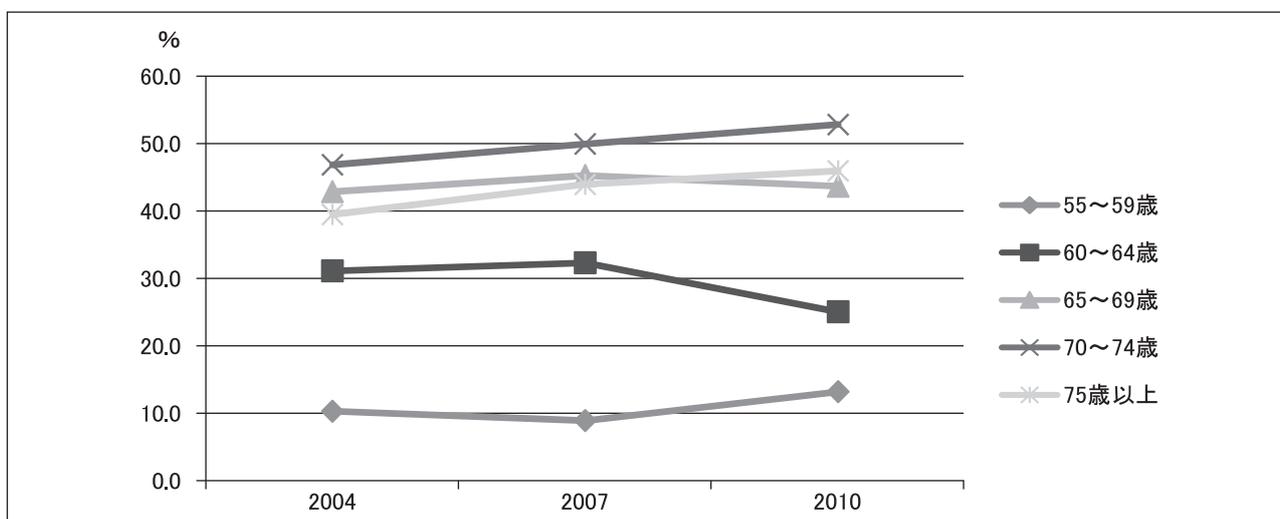
(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」各年版

図表9 税によるジニ係数の改善度の推移



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」各年版

図表10 社会保障によるジニ係数の改善度の推移



(出所) 厚生労働省「所得再分配調査報告書」各年版

することがその最大の原因と考えられる。最高齢世代の改善度ランクは従来第3位であったところ、2010年にようやく2位に浮上した。60～64歳層の改善度が大きく低下したのは、上述の当初所得の格差縮小に加えて、男性について2001年、女性については2006年から始まった年金（定額部分）支給開始年齢の引き上げの影響が大きいと思われる。引き上げ目標は65歳であり、開始から12年後に目標年次に到達する。男性については2013年、女性については2018年に引き上げ完了の予定である。これに続く報酬比例部分の引き上げ開始年次は、男性2013年、女性2018年であり、それぞれ12年後、すなわち男性2025年、女性2030年に引き上げが完了する。したがって、今後とも60代前半における年金の再分配への寄与度が徐々に低下することになる。

達する。男性については2013年、女性については2018年に引き上げ完了の予定である。これに続く報酬比例部分の引き上げ開始年次は、男性2013年、女性2018年であり、それぞれ12年後、すなわち男性2025年、女性2030年に引き上げが完了する。したがって、今後とも60代前半における年金の再分配への寄与度が徐々に低下することになる。

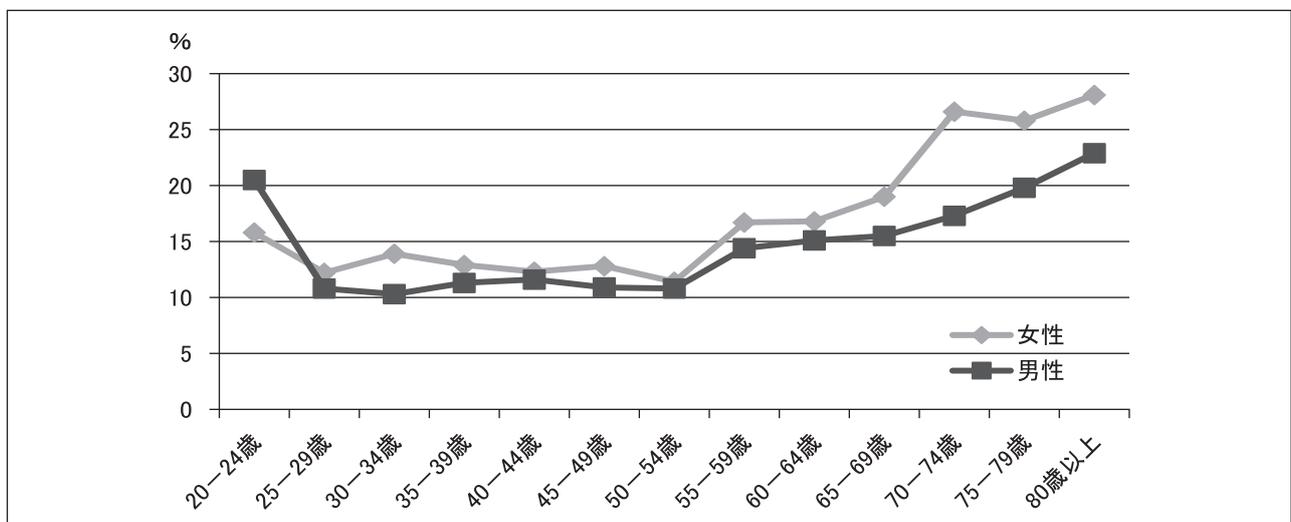
(4) 格差と高齢者の貧困

すでに見たように、高齢者における当初所得の格差は年金を中心とする再分配によって大きく是正される。しかし、それでもなお高齢者における可処分所得は現役世代に比べれば相対的に低水準にある。その結果、高齢者における相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の1/2未満の世帯員の割合）は、現役世代に比べて明確に高くなっている。そして、その程度は特に女性において顕著である（図表11）。

この年金さえ欠くか、もしくは著しく低水準にある場合には最低限度の生活を維持し得ない「絶対的貧困」の状況に陥り、生活保護に依存することを余儀なくされる。被保護の状況にある高齢者世帯は2016年6月時点で83万世帯強、被保護世帯全体の51.2%に達している（図表13）。そのため、生活保護費は構造的に増加傾向にあり、2014年度決算ではついに4兆円を超えた（cf. 2013年度：3兆9,640億円）。2015年に26.7%の高齢化率は今後も上昇を続け2060年には39.9%に達し、また高齢者人口も現状の3,392万人からピーク時の2042年には3,878万人に達すると推計されている⁽⁸⁾。他の事情を一定とすれば、生活保護費の負担が一層大きな問題となることは避けられない。

高齢者世帯⁽⁷⁾の所得状況を図表12によって確かめると、世帯の平均所得約297万円は全体の平均約542万円を大きく下回っている。中でも稼働所得は約60万円と、高齢者世帯は生活の自立的基盤を欠いている。補填する所得の中心は年金であり、これに平均をやや上回る財産所得などが付け加わる。

図表11 男女別・年齢別相対的貧困率（2010年）



(出所) 内閣府「男女共同参画白書（平成23年版）」

図表12 各種世帯の所得種類別1世帯当たり平均所得金額

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年金・ 個人年金・その他の所得
1世帯当たりの平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	541.9	403.8	106.1	12.9	6.9	12.1
高齢者世帯	297.3	60.2	200.6	15.3	4.5	16.6
児童のいる世帯	712.9	656.5	25.5	10.0	16.2	4.7
1世帯当たりの平均所得金額の構成割合（単位：％）						
全世帯	100.0	74.5	19.6	2.4	1.3	2.2
高齢者世帯	100.0	20.3	67.5	5.2	1.5	5.6
児童のいる世帯	100.0	92.1	3.6	1.4	2.3	0.7

(出所) 厚生労働省編 (2015) 「平成27年国民生活基礎調査」

図表13 世帯類型別に現に保護を受けた世帯数

(各月間)

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成26年 6月	753,141	108,027	183,905	268,662	282,617
7月	755,859	108,314	184,968	269,084	282,525
8月	757,087	108,298	185,844	269,097	280,941
9月	759,165	108,506	186,354	268,988	280,369
10月	761,644	108,880	187,113	268,655	280,521
11月	762,697	108,971	187,517	267,950	279,394
12月	764,715	109,250	188,140	268,257	279,526
平成27年 1月	765,922	109,291	188,610	267,587	279,292
2月	766,241	109,485	189,121	266,790	278,845
3月	786,634	105,438	187,628	258,171	276,812
4月	792,209	104,241	186,917	255,089	274,944
5月	793,658	104,256	187,484	255,011	274,398
6月	796,455	104,399	188,161	254,936	273,823
7月	798,609	104,682	188,896	254,843	273,469
8月	799,103	104,616	189,225	253,926	273,075
9月	800,301	104,723	189,752	253,386	272,564
10月	802,492	104,967	190,316	253,374	272,427
11月	803,846	104,850	190,724	252,905	271,211
12月	805,723	104,922	191,350	252,671	271,037
平成28年 1月	806,606	104,747	191,392	252,115	270,035
2月	808,299	104,805	191,937	250,818	268,580
3月	826,656	100,924	189,502	243,665	266,172
4月	830,512	99,483	188,967	240,895	264,227
5月	831,568	99,172	189,232	240,843	264,212
6月	832,525	99,138	189,777	240,552	263,930

(注) 1. 平成27年3月分までは確定数

2. 現に保護を受けた世帯数は、月中に1日(回)でも生活保護を受けた世帯である。(保護停止中の世帯を除く。)

(出所) 厚生労働省 (2016) Press Release (2016.9.7)

(5) 高齢者層における格差・貧困と税制

① 高齢者に多い非課税

一般的に低所得である高齢者が負担する所得税の状況を示すのが図表14である。この数値は「世帯主の年齢階級」によるものであるから、高齢者が世帯主であっても現役世代の同居人があれば、世帯としての所得は高くなる。したがって、高齢者世帯の所得よりやや高くなっていることに注意が必要である。これを承知の上で近似的に高齢者世帯を表すものとしてこの数値を利用している。

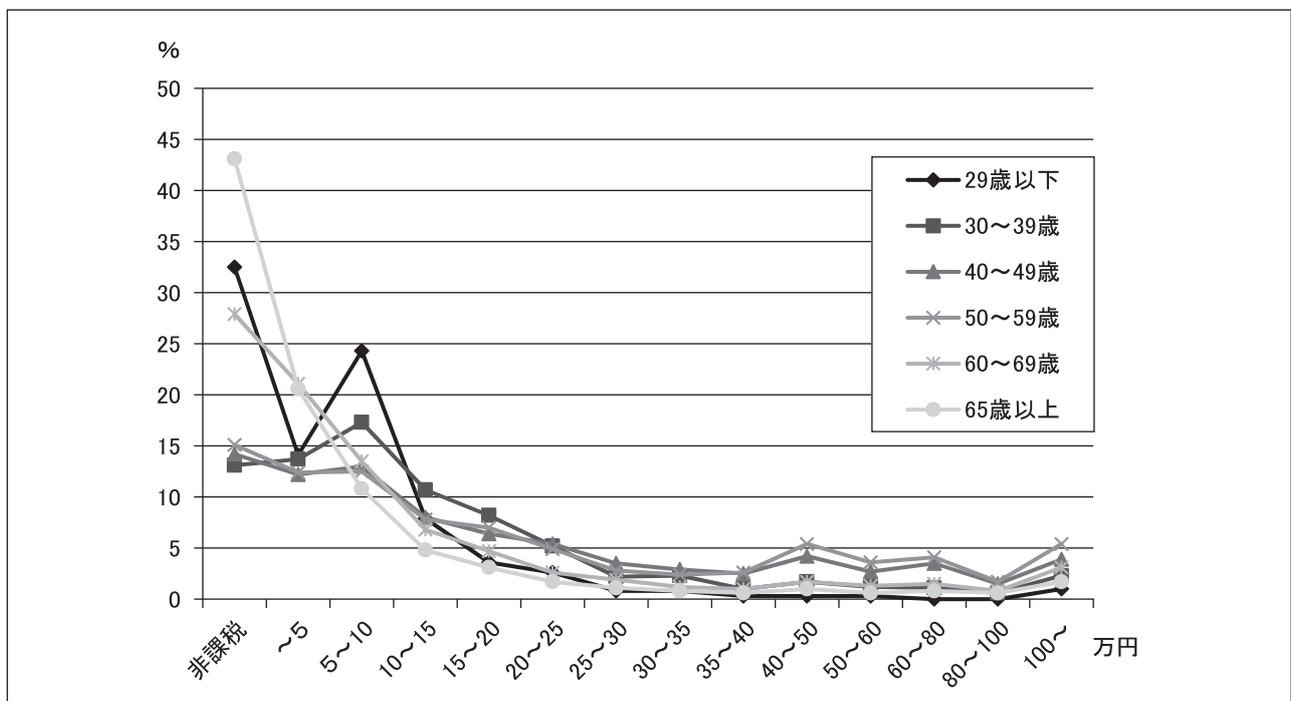
これによれば、年金が基本的な収入源となる65歳以上世帯ではその4割以上が所得税非課税となっている。これは非課税世帯が3割超（32.5%）の水準にある29歳以下世帯よりむしろ高い数値である。

ところが、この納税額の分布を調査したのと同じ年次の「国民生活基礎調査」でみると、世帯主が「29歳以下」の世帯人員1人当たりの平均所得金額が169.9万円であるのに対して、「65歳以上」の世帯人員1人当たりの平均所得金額は193.7万

円である。つまり、世帯主が29歳以下の世帯の世帯人員1人当たりの所得金額が相対的に低いにもかかわらず、世帯主が65歳以上の世帯の非課税比率の方が高くなっている。さらに課税世帯についても世帯主が65歳以上の世帯の納税額では5万円未満の世帯が2割を超えているのに対して、世帯主が29歳以下の世帯の納税額の分布は「5～10万円」で最大値（24.3%）を示している。要するに、高齢者を世帯主とする世帯の税負担は軽く、しかも所得水準としては低位にある若者を世帯主とする世帯よりさらに軽くなっているのである。

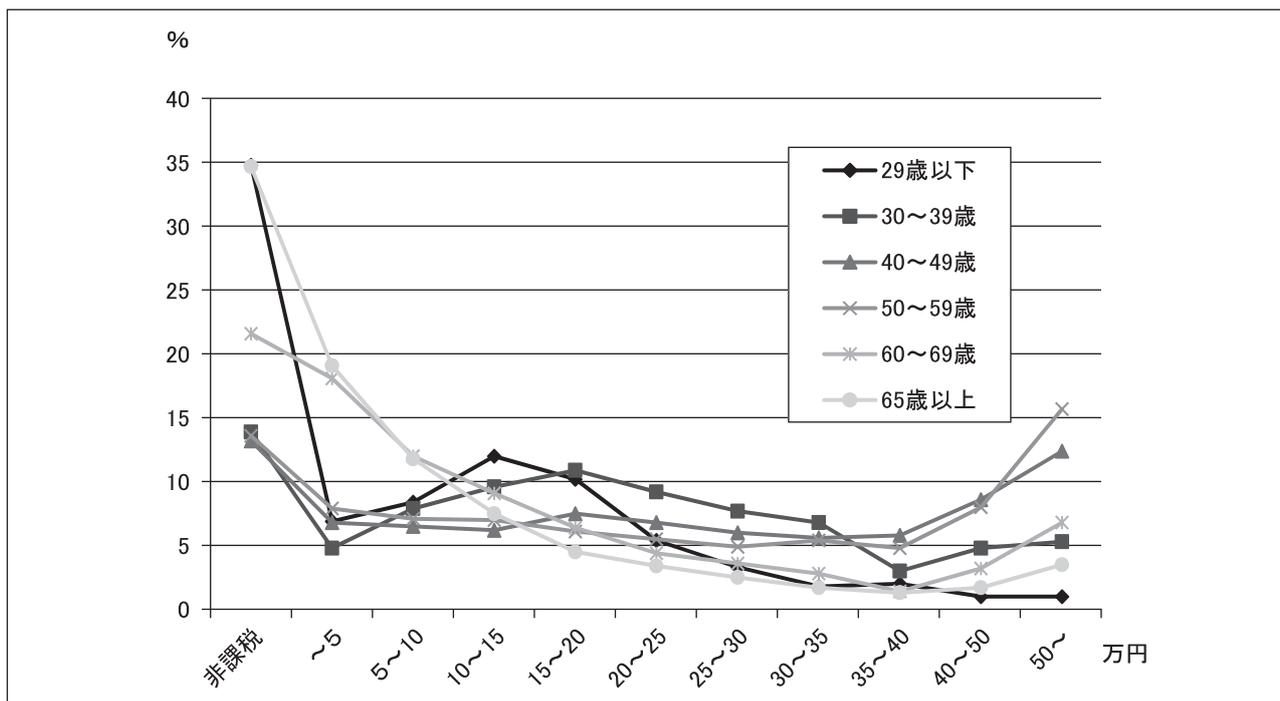
住民税については課税最低限が所得税より低く、かつ税率が10%の比例税率であるという点で若干異なる結果が現れる。特に非課税世帯の割合が所得税よりも低くなっている⁹⁾（図表15）。しかし、いずれにしても高齢者が世帯主となる世帯の税負担は、国税・地方税を通じて低くなっていることにはかわりはない。

図表14 世帯主年齢階級別所得税納税額の分布



(出所) 厚生労働省 (2013) 「平成25年国民生活基礎調査」より

図表15 世帯主年齢階級別住民税納税額の分布



(出所) 厚生労働省 (2013) 「平成25年国民生活基礎調査」より

② 年金課税の問題

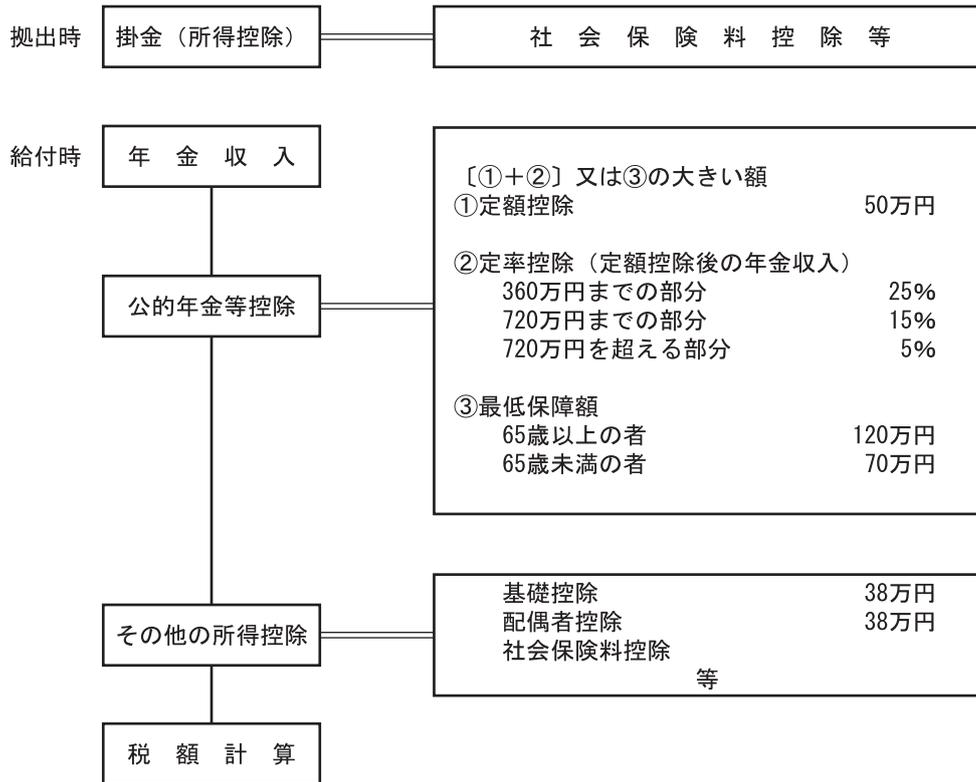
高齢者が世帯主である世帯の税負担が低い理由の大半は、年金課税と給与所得課税の制度上の差異にある。すなわち、給与所得に比べて年金所得の方が概して控除額が大きく、そのため、高齢者が世帯主である世帯において非課税世帯が多く、また、課税世帯においても負担額が小さくなるのである。図表16・17を参考にして、公的年金等控除と給与所得控除による控除額の多寡を比較してみよう。

例えば、年金収入もしくは給与収入300万円の場合、公的年金等控除では控除額は125万円（50万円＋300万円×25%）であるのに対して、給与所得控除では控除額は108万円（180万円×40%＋120万円×30%）となる。課税所得の算出にあたっては、これらの所得から基礎控除、配偶者控除（70歳以上の配偶者については48万円）、社会保険料控除などが控除されるため、年金所得の大部分は非課税となり、負担は僅かである。年金収入が200万円程度であれば、完全に非課税となる。給与所得に比べて負担が小さいことが世代間の不公平として早くから問題にされてきた。これが第1の問題である。

第2の問題となるのは、年金とともに給与所得があるケースである。かつて年金は給与所得とみなされていたため、就業しながら年金を受給する場合、給与収入と年金収入とを合算して給与所得控除が適用された。ところが、1987年の抜本的税制改正によって年金所得が給与所得から雑所得に区分変更された結果、年金には新たに公的年金等控除が適用されることになったため、給与所得者が同時に年金も受給する場合、それぞれの収入に区分した上で給与所得控除および公的年金等控除が適用されることになった。

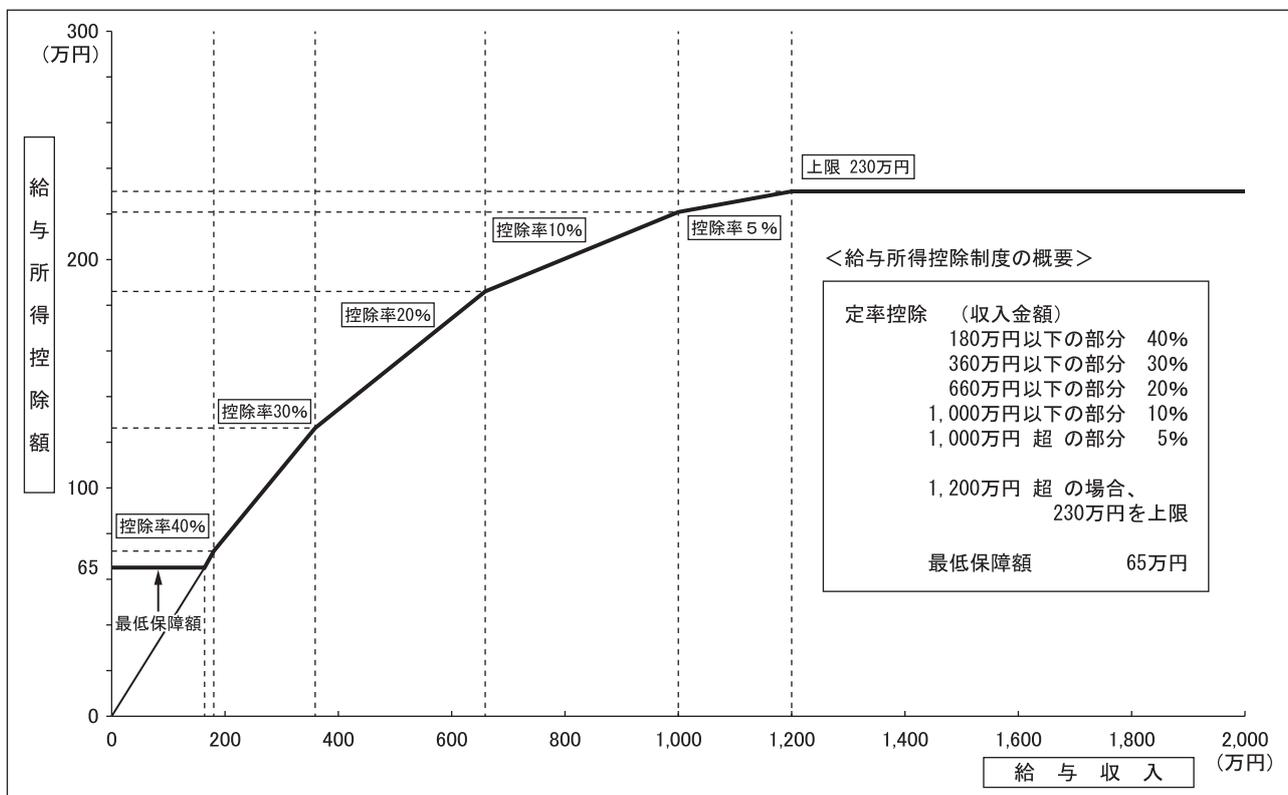
年金所得を給与所得と区別したことは理論的には適切であったが、年金所得における負担の激変緩和のため年金に公的年金等控除を新設した結果、在職中に年金を得る場合には控除が二重に適用（公的年金等控除と給与所得控除双方の適用）されることになった。確かに、在職年金については報酬比例部分は給与所得に応じて減額されるので、その影響は抑制されてはいるが、定額部分を満額受給した上で減額された報酬比例部分をこれに加え、公的年金等控除を適用することになるので、やはりこの場合の控除の二重の利用は問題とされねばならない。

図表16 公的年金等に係る課税の仕組み



(出所) 財務省HP http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/050.htm

図表17 給与所得控除制度の概要



(出所) 財務省HP http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/049.htm

すでに2004年の税制改正において基礎年金の国庫負担率2分の1への引き上げの財源確保のため、公的年金に関する増税措置が講じられた。公的年金等控除については、65歳以上の高齢者について従来の最低保障額140万円が120万円に引き下げられた。さらに老年者控除50万円も廃止されたため、従来、非課税であった年金の一部が課税対象に含まれることになった。しかし、これ以降、年金税制について目立った動きはなく、以後10年の歳月が経過して今日に至っている。

今後の改革方向としては、上記の第1の問題への対策は、公的年金等控除の水準をできるだけ給与所得控除の水準に近づけていくことである。また、第2の問題への対策は、年金収入と給与収入とを合算して公的年金等控除かもしくは給与所得控除かのいずれかのみを適用することである。適用すべき控除は収入額が大きい方とすればよい。

③ 金融所得課税と高齢者

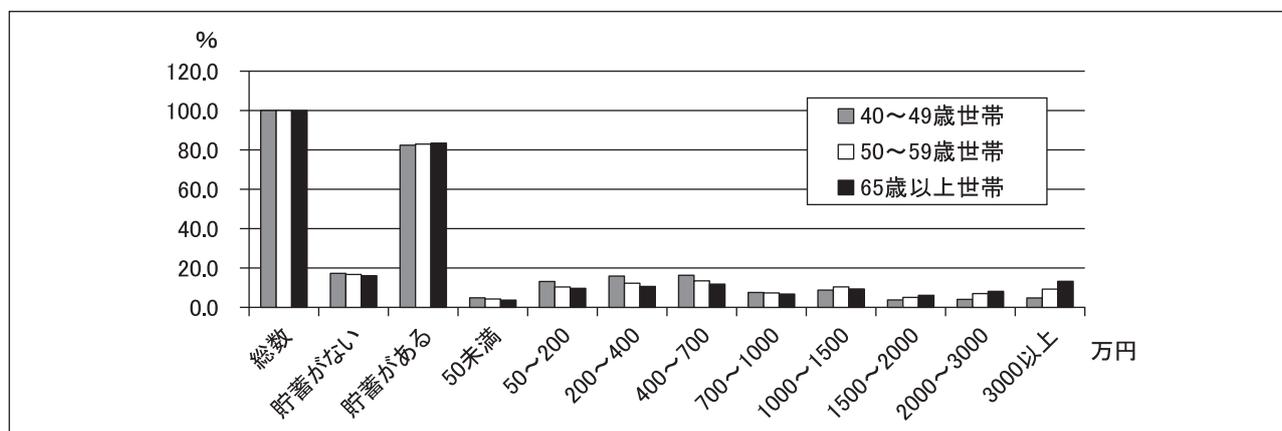
図表12にみるように高齢者世帯の所得において財産所得が比較的大きな地位を占めている。財産収入としては不動産所得もあるが、ここでは金融資産に限定して年齢階級別の状況を確認しておこう。図表18によれば、貯蓄残高は年齢階級が上がるごとに増加し、定年退職直前の50～59歳世帯に比べても65歳以上世帯の貯蓄高は大きい。貯蓄額3,000万円以上の世帯の割合は50～59歳世帯では9.1%であるが、65歳以上世帯では13.2%となっている。40～49歳世帯では同じ比率は4.5%であ

り、世代間格差はさらに大きくなっている。この最大の原因は定年退職に伴う退職給与であり、高齢者がこれを貯蓄して老後の備えとする姿が浮かび上がる。

しかしまた、3,000万円以上の貯蓄を持つ比率が最高の高齢世代においても格差は存在し、まったく貯蓄がない世帯が全体の16.6%であり、50万円未満の世帯3.6%と合わせるとほぼ2割の世帯がこのグループに属している。400万円以下までに範囲を広げればその割合は実に4割に及んでいる。年齢を重ねるごとに稼得所得が減少し、年金を除く恒常的収入が乏しくなる多くの高齢者にとって、老後の人生は決して安泰とは言えない。

わが国の所得税負担率が年間所得1億円をピークに低下に転じることは比較的良好に知られている。その最大の原因は配当・株式譲渡所得に対する低い比例税率による課税にある。特に2003年以降、株式配当および譲渡所得に対して10%の軽減税率が適用されるようになった影響は大きかった。2014年からようやく20%の本則税率に戻り、高所得層における負担の逆進性は軽減されたが、本質的な傾向は変わっていない¹⁰⁾。高齢世代における貯蓄格差が上記の通りであるとすれば、それがもたらす金融所得の格差もそれを反映することになる。この格差を是正するためには資産性所得に対する税率の引き上げ、例えばスウェーデン並みの30%への引き上げによって税による再分配の強化を目指すべきである。

図表18 世帯主の年齢階級別世帯貯蓄の状況（2013年）



(出所) 厚生労働省編 (2013) 「平成25年国民生活基礎調査」より。

④ 相続による格差拡大と相続税

長寿化が進んだ結果、遺産の相続年齢が高齢化している。2003年度税制改正による相続時精算課税制度の創設はこれに対応して、被相続人からの生前贈与を容易にし、後継世代による資産の活用を促すものであった。それ以降も長寿化は進み、被相続人の高齢化が一層進んでいる（図表19）。

2013年には被相続人の年齢80歳以上が7割に近いが、特に90歳以上が23.7%に及んでいる。その場合、相続人の年齢はすでに60代以上であると推測される。高齢者である親から高齢者である子への相続が珍しくない時代となった。いうまでもなくこうした相続は高齢者間の資産格差をさらに押し進めるものであり、税による再分配が期待される場面である。

そもそも多くの高齢者が一定の遺産をのこし得る背景には社会保障の存在がある。年金や医療・介護保険といった社会保障の存在によって、時として高齢者はその貯蓄を消尽することなく後世代に引き継ぐのである。社会保障が完璧であれば老後のための貯蓄は不要なのであるが、現実はそのような状況にならないため「万一のために」貯蓄を保有し、

結果的にそれに手を付けずに生涯を終わる。これは「利他的動機」による子孫のための遺産というより、自己の生活保障のための貯蓄が結果的に消費されない「利己的動機」による遺産である。しかし、主観的な遺産動機の如何にかかわらず、社会保障の存在が遺産の額を増加させることは事実である。

したがって、この遺産は少なくともその一部は社会保障の恩恵がストック化したものであり、その役割を終えた時点で社会に還元されるべきである。社会保障によって支えられる高齢社会における相続税は、このような意味においてその役割が再評価される。ここで一つの比喩を行いたい。個人レベルではリバースモーゲージの仕組みがある。高齢者は住宅を担保に金融機関から資金を借り入れ、これを貯蓄や年金等に加算して老後の生活の糧とする。高齢者が生前は従来通り住宅を使用した上で、死後に金融機関はその住宅を売却して資金を回収する。社会保障と相続税の関係は、あたかもこの個人レベルにおける仕組みを社会化したものと言えるのかもしれない。

図表19 被相続人の年齢の構成比

(単位：%)

	59歳以下	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上	
1989年	11.5	18.7	30.2	38.9	
1998年	8.3	15.0	29.8	46.5	
2013年	4.5	8.8	18.4	68.3	(うち90歳以上) (23.7)

(出所) 税制調査会 (2015) 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」 (2015年11月) より。

おわりに

「一億総中流化」の幻想が潰え、「格差」が日本社会を特徴づけるキーワードとなつてすでに久しい。長期にわたる経済停滞や労働法制の改悪による現役世代における格差拡大は重大な問題である。「格差」が特に深刻な問題となるのは、それが貧困を伴うからである。富者のおこぼれが貧者にも均霑するという「トリクルダウン」の期待に反して、現実には一部の階層における富裕化の半面で広範な階層にお

ける貧困化が進んでいる。現役世代の貧困問題は、彼等に扶養される子どもの貧困問題でもある。

格差と貧困の問題は現役世代のみで発生しているわけではない。もともと格差が大きかった高齢世代の人口に占める割合が高まるにつれて、高齢者の貧困問題が前面に現れてきた。しかも、非正規雇用比率の上昇に伴う現役世代の貧困は、将来、低年金・無年金の高齢者の貧困問題へとつながっていく。高

高齢者の貧困問題がいつそう深刻化する恐れがある。

高齢世代を支える現役世代の負担は、こうした貧困問題に対処するために加重される。年金制度の堅持を基本としつつ、負荷が増しつづめる生活保護制度を最後のセーフティ・ネットとする福祉国家を維持するためにも財源の確保が不可欠である。高齢世代における格差対応税制は、再分配を強化するだけでなく、それがもたらす収入は社会保障の財源としても貴重である。超高齢社会における高齢者の扶養については、現役世代との連帯はいうに及ばず、それを持続可能にするためにも高齢世代内部における共助と連帯が求められているのである。

[注]

- (1) 内閣府（2009）「平成21年度年次経済財政報告——危機の克服と持続的回復への展望——」（227～229頁）によれば、1987～2007年の期間中、労働所得の格差が拡大し続けているが、中でも1997～2002年の期間を典型として非正規雇用比率の上昇が格差拡大に大きく寄与している。
- (2) 現役期における非正規雇用者や自営業・農業者が退職期に受給する年金は、基本的に国民年金に限られるため、受給額は相対的に低い。また、かつての正規雇用者の年金については定額部分もあるが報酬比例部分において現役期の格差が反映される。こうして現役期の所得格差は年金受給額においても引き継がれることになる。しかし、年金なしの当初所得の段階には労働所得や財産所得がある高齢者とそうでない高齢者の格差が著しく大きいものに対して、ベーシックな所得としての年金が加わることで両者の格差はよほど縮小すると考えてよい。
- (3) 等価所得とは世帯単位の所得を世帯員単位に変換したものである。このためにはOECDでは世帯所得を単純に世帯員数で除するのではなく、規模の利益を考慮して世帯員数の平方根で除した数値として算定している。「所得再分配調査報告書」もこの方式を採用している。
- (4) 「所得再分配調査報告書」の数値は報告年次の1年前のものである。例えば2005年の報告書の数値は2004年の調査結果に基づくものである。
- (5) 図表5・6では65歳以上の高齢者だけでなく、比較のために55～59歳および60～64歳の階層の数値も挙げている。なお、これ以降、2004年以降の数値に限って分析しているが、それは2001年（「平成14年所得再分配調査報告書」より）と2004年以降の「税による改善度」の数値が連続しないからである。2001年までは純粋に当初所得に対する再分配効果が計算されていたのに対して、2004年以降は計算方法

が変更され、当初所得を社会保障給付金および社会保険料で調整した後の所得に対する税の再分配効果が算定されている。これについての批判的検討は、梅原英治（2015）「日本における税制の所得再分配効果——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——」『大阪経大論集』第66巻第2号において行われている。

- (6) 70歳以上の層の就業率は2010年に12.8%で底を打った後、わずかに上昇し、2015年の就業率は13.7%となっている。
- (7) 「高齢者世帯」とは65歳以上の者のみで構成するか、もしくはこれに18歳未満の者が加わる世帯をいい、世帯の主たる稼得者は高齢者と見てよい。これに対して、「世帯主が高齢者」の世帯の場合、現役世代の世帯構成員が稼得することで、世帯の所得は高齢者世帯より大きくなる。
- (8) 内閣府（2016）「高齢社会白書（平成28年版）」
- (9) 世帯主29歳以下の場合、住民税の方が非課税世帯の割合が高くなっている。この理由としては、住民税については「障害者、寡婦、未成年」について特別な非課税規定（地方税法295条）があることによるものと思われる。「これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。」と定められており、給与収入にすれば約204万円程度までは非課税となる。
- (10) 森信茂樹「（経済教室）あるべき経済対策とは（下）所得・資産の再分配進めよ」、日本経済新聞、2016年4月21日。

[参考文献]

- 宇沢弘文・橋本俊詔・内山勝久編（2012）『格差社会を越えて』東京大学出版会
- 梅原英治（2015）「日本における税制の所得再分配効果——厚生労働省『所得再分配調査』の検討——」『大阪経大論集』第66巻第2号
- 貝塚啓明・財務省総合政策研究所編著（2006）『経済格差の研究 日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編（2006）『日本の所得分配——格差拡大と日本の税制』東京大学出版会
- 小塩隆士（2011）「所得の再分配のあり方——格差社会と税制（対談：聞き手・上西左大信）」『税研』2011.9
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等——格差社会の幻想と未来』日本経済新聞出版社
- 片桐正俊・御船 洋・横山 彰編著（2016）『格差対応 財政の新展開』中央大学出版部
- 関野満夫（2015）『福祉国家の財政と所得再分配』高菅 出版
- 白波瀬佐和子（2009）「人口高齢化と格差拡大・再考」『社会学評論』第60巻2号
- 白波瀬佐和子（2009）『日本の不平等を考える——少子

高齢社会の国際比較』東京大学出版会
橋木俊詔（1998）『日本の経済格差 所得と資産から考える』岩波書店
橋木俊詔（2005）『格差社会 何が問題なのか』岩波書店
橋木俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会
橋木俊詔（2016）『21世紀日本の格差』岩波書店
土井丈朗（2012）「所得税の見直し ― 求められる格差是正の方法」『税理』2012.1
野崎 明編著（2016）『格差社会論』同文館出版
林 宏昭（2011）『税と格差社会 ― いま日本に必要な改革とは』日本経済新聞出版社
森信茂樹（2016）「（経済教室）あるべき経済対策とは（下）所得・資産の再分配進めよ」、日本経済新聞、2016年4月21日

[参考資料]

厚生労働省（各年）「所得再分配調査報告書（各年版）」
厚生労働省編（2013）「平成25年国民生活基礎調査」
厚生労働省編（2015）「平成27年国民生活基礎調査」
厚生労働省（2016）Press Release（2016.9.7）
税制調査会（2015）「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」
内閣府（2009）「平成21年度年次経済財政報告 ― 危機の克服と持続的回復への展望 ―」
内閣府（2011）「男女共同参画白書（平成23年版）」
内閣府（2015）「高齢社会白書（平成27年版）」
内閣府（2016）「高齢社会白書（平成28年版）」